

12 住民税について

(1) 住民税を特別徴収(給与から天引き)していた方が、横浜市採用後も、引き続き特別徴収を希望する場合

前職のある方で、令和7年度分(令和7年6月～令和8年5月)の住民税を旧勤務先で特別徴収（給与から天引き）していた方のうち、横浜市採用後も引き続き特別徴収を希望する方は、旧勤務先で「給与支払報告特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を作成してもらい、速やかに総務局労務課給与係へ送付してください。（旧勤務先から直接給与係にお送りいただいても構いません。）

◎ 注意事項 ◎

※「給与支払報告特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」については、旧勤務先の給与担当者に作成を依頼してください（御本人が記入する箇所はありません）。

※旧勤務先で、給料や退職手当等で未徴収住民税額を一括徴収している場合、特別徴収の継続はできませんので、御承知おきください。

※令和7年1月1日時点と令和8年1月1日時点のお住まいの市町村が異なる場合、異動届出書は2枚必要となります。該当する方で旧勤務先から異動届出書を1枚しか交付されていない場合は、至急、総務局労務課給与係へ御相談ください。

◎提出期限…令和8年3月27日(金)

提出期限以降に「異動届出書」が提出された場合、令和7年度分（令和7年6月～令和8年5月）の住民税特別徴収の継続はできませんので、未払い分の住民税の納付については、旧勤務先に確認をしてください。

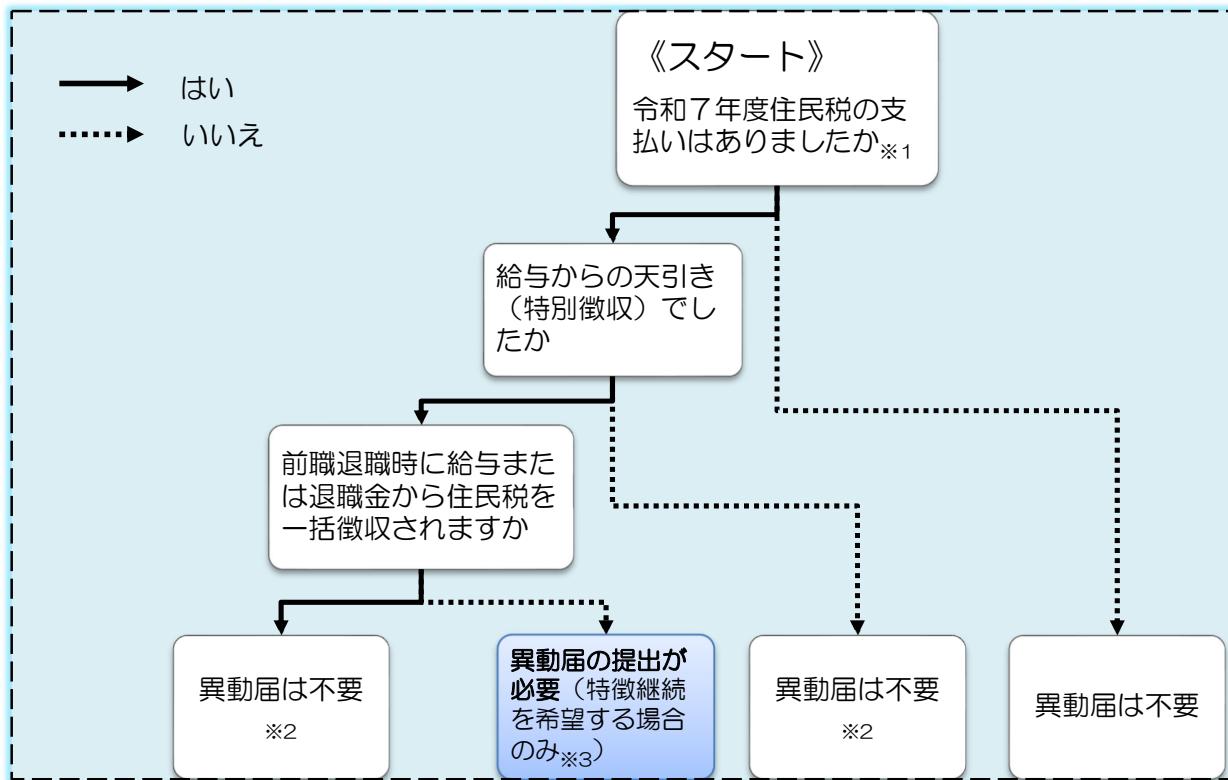
【給与支払報告特別徴収にかかる給与所得者異動届出書（見本）】

(2) 住民税を納付書で納付している場合

住民税を普通徴収（納付書で納付）している方は、令和7年度分（令和7年6月～令和8年5月）の住民税については、そのまま納付書で納付してください。

令和8年度分の住民税について特別徴収への切替えを希望する場合には、令和8年5月下旬頃、労務課から切替えについて通知を出しますので、配属先の労務主管課へ申し出てください。

フローチャートをご利用ください



※₁ 住民税は前年の所得に応じてかかります。

※₂ 令和8年度の住民税の特別徴収（給与天引き）を希望される場合は、別途お申し出ください
(前頁 (2) 参照)。

※₃ 特別徴収の継続を希望されない場合、納付方法については旧勤務先にお問合せください。

異動届ご提出の際は、注意事項（前頁掲載）を必ずご覧ください。

なお、今回ご提出された方は、自動で令和8年度の住民税も特別徴収（給与天引き）が継続さ
れます。